

振興テーマ1 元気あふれる「ひと」づくり

振興目標1 新たに農業に携わる「ひと」への取り組み

(1)新規就農者の段階別育成

事業名(補助区分)	事業内容	対象者・対象要件	補助率	受付期間	受付窓口
青年就農給付金 (経営開始型) 〔国〕	市の人・農地プラン(地域農業マスタープラン)に位置付けられている独立・自営就農者について、給付金を給付する。	【対象者】 新規就農者 【対象要件等】 ①独立・自営就農5年以内 ②原則45歳未満 ③認定新規就農者	国:定額 1,500千円/年	特になし	本庁 各支所産業建設室・産業振興室
新規就農者育成事業奨励金 (準備型) 〔市〕	新たに就農を行うことを目的として、市内の指定農家等で研修を行う者に奨励金を交付する。	【対象者】 新規就農希望者 【対象要件等】 ①研修期間2年以内 ②原則45歳未満 ③研修終了後1年以内に就農し、2年以上継続すること(法人就農、親元就農を含む)	定額70千円/月 研修期間2年以内	特になし(別途相談)	本庁 各支所産業建設室・産業振興室
新規就農者育成事業奨励金 (経営開始型) 〔市〕	新たに市内で、独立・自営就農及び、親元就農した者に奨励金を交付する。	【対象者】 新規就農者 【対象要件等】 ①独立・自営就農、親元就農3年以内 ②原則45歳未満 ③認定新規就農者 ④市が行う営農研修等に参加すること	定額70千円/月 就農3年以内	特になし(別途相談)	本庁 各支所産業建設室・産業振興室
新規就農者施設等整備事業 〔市〕	農業経営を開始するのに必要となる施設・機械等の購入に必要な経費を補助する。	【対象者】 認定新規就農者 【対象要件等】 補助対象期間は就農後3年以内	対象経費の1/2以内 対象経費の上限10,000千円	特になし(別途相談)	本庁 各支所産業建設室・産業振興室

(2)他産業からの新規就農への取り組み

事業名(補助区分)	事業内容	対象者・対象要件	補助率	受付期間	受付窓口
農業参入企業支援事業 〔県・市〕	・新規参入支援:新規参入に必要な機械施設等の整備を行う経費を助成する。 ・規模拡大支援:参入企業の規模拡大等に必要な機械施設等の整備を行う経費を助成する。	【対象者】 ①新規参入支援:農地の権利を取得し、新たに農産物の生産を行う企業 ②規模拡大支援:1億円規模の経営を目指す参入企業	県1/3、市1/6	参入計画について 県承認後	本庁 各支所産業建設室・産業振興室
農業生産法人経営高度化事業 (農産園芸振興事業) 〔市〕	集落型農業生産法人等を設立し、農産園芸作物の栽培による経営の確立を図るための機械施設の整備に要する経費を補助する。	【対象者】 農業生産法人 【対象要件等】 ①法人経営高度化計画に基づく農産園芸作物栽培に直接必要な機械施設とし、汎用農機具は補助対象としない ②農業参入企業は庄原市内で事業実施する農業生産法人に限る	集落型農業生産法人 対象経費の1/2以内 対象経費上限額10,000千円 対象経費下限額500千円 ただし、法人設立後5年を超えて事業実施する場合は、1/3以内 集落型農業生産法人以外の農業生産法人 対象経費の1/3以内	平成27年4月1日～ 平成27年9月30日	本庁 各支所産業建設室・産業振興室

振興目標2 継続的・安定的な経営に取り組む「ひと」への取り組み

(1)農業を担う認定農業者等への取り組み

事業名(補助区分)	事業内容	対象者・対象要件	補助率	受付期間	受付窓口
経営転換協助力金 〔国〕	人・農地プランを作成し、地域の中心となる経営体にて、農地中間管理機構を通じて農地を集積することを協力する者に対し、協助力金を交付する。	【対象者】 農地中間管理機構に農地を貸し付ける農業者	国:定額 集積面積 0.5ha以下300千円/戸 0.5ha超2.0ha以下500千円/戸 2.0ha超700千円/戸	平成27年4月1日～ 平成28年3月10日	本庁 各支所産業建設室・産業振興室
農業制度資金利子補給事業 〔県・市〕	市との契約に基づいて農業者等に資金を融資した融資機関に利子補給補助金を交付する。	【対象者】 融資機関 【対象要件等】 農業者に融資した利子補給対象資金	利子補給:県1/2、市1/2	平成28年1月4日～ 平成28年1月18日	本庁
担い手経営強化モデル事業 〔県・市〕	経営発展モデル育成タイプ:経営発展型集落法人のモデル確立に向けた取組を支援する。 連携タイプ:複数の集落法人等の連携による重点品目の推進を通じた、経営力強化に向けた取組を支援する。	【対象者】 ①経営発展型集落法人 ②ビジネス拡大型集落法人 ③経営力の高い担い手等	経営発展モデル育成タイプ:県1/3、市1/6 連携タイプ:県1/3、市1/6	県経営発展計画等の承認後	本庁 各支所産業建設室・産業振興室
農業産地拡大発展事業補助金 〔県・市〕	重点品目を推進する産地において、担い手が連携した取り組みにより、契約取引や生産拡大に向けた取組を支援する。	【対象者】 認定農業者・出荷団体等 リース事業者 【対象要件等】 栽培施設・選果設備付帯施設及び共同利用機械等	補助率:1/2(県1/3、市1/6)	県事業実施計画の承認後	本庁 各支所産業建設室・産業振興室
農地利用集積促進事業 〔市〕	農業経営基盤強化促進法の認定を受けた農業者等が賃借権の設定により農地の利用集積を行った場合に集積面積に応じて補助する。	【対象者】 6年以上の賃借権の設定を受けた者 【対象要件等】 賃借権設定後の経営耕地面積が、2ha以上の者で経営耕地面積が2haを超える部分が補助対象面積となる	賃借権設定期間6年以上10年未満 畑5千円/10a 畑2千円/10a 賃借権設定期間10年以上 田10千円/10a 畑4千円/10a	平成27年4月1日～ 平成27年7月31日	本庁 各支所産業建設室・産業振興室
がんばる農業支援事業 〔市〕	農業自立振興プロジェクトによる農業振興を図り、「農業所得10%アップ」を実現するための機械施設等の整備に要する経費を補助する。	【対象者】 認定農業者及び農地又は耕作権を所有し、市内で農産物生産を行う農業者	申請者が認定農業者であり改善計画に基づくもの:対象経費の1/2以内 年間補助金上限額50万円 申請者が認定農業者以外の者:対象経費の1/3以内 年間補助金上限額30万円	原則平成27年4月1日～平成27年9月30日(ただし予算額満了で打ち切り)	本庁 各支所産業建設室・産業振興室

(2) 集落の農業を支える組織強化

事業名〔補助区分〕	事業内容	対象者・対象要件	補助率	受付期間	受付窓口
中山間地域等直接支払交付金 〔国・県・市〕	耕作放棄地の発生の防止と農地の適正な維持管理を促進し、農地の持つ多面的機能の維持発揮を図り、併せて地域農業集団及び集落共同活動を育成するため、集落若しくは認定農業者に対し、交付金を交付する。	【対象者】 集落協定または、個別協定を締結し、5年間以上継続して行う農業者等(第三セクター、生産組織等を含む)が行う農業生産活動等を対象とする	田:急傾斜21千円/10a 緩傾斜8千円/10a 畑:急傾斜11.5千円/10a 緩傾斜3.5千円/10a 超急傾斜6千円加算 その他取り組み内容により交付	平成27年4月1日～平成27年6月30日	本庁 各支所産業建設室・産業振興室
多面的機能支払交付金 〔国・県・市〕	活動組織が地域共同で行う農地、水路等の資源の日常的管理と農村環境の向上に資する活動及び農業用施設の長寿命化を図る活動に対し交付金を交付する	【対象者】 農業者又は農業者及びその他の者で構成する活動組織	対象農用地面積に下記単価を乗じた額の合計額 ①農地維持支払 田:3,000円/10a、畑:2,000円/10a、草地:250円/10a ②資源向上支払(地域資源の質的向上を図る共同活動) 田:2,400円/10a、畑:1,440円、草地240円/10a ③資源向上支払(施設の長寿命化のための活動) 田:4,400円/10a、畑:2,000円/10a、草地400円/10a	平成27年4月1日～平成27年6月30日	本庁 各支所産業建設室・産業振興室
環境保全型農業直接支払補助金 〔国・県・市〕	農業者等が、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組とセットで地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取組む場合、取組面積に応じた補助金を交付する。	【対象者】 エコファーマー認定又は県特別栽培農産物認証を受けている農業者団体  【対象要件等】 支援の対象となる取組 ①5割低減+カバーアップ ②5割低減+炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用 ③有機農業	定額(国負担部分と地方負担部分の合計) ①8千円/10a ②4,400円/10a ③8千円/10a(そば等雑穀・飼料作物 3,000円/10a)	平成27年4月1日～平成27年6月30日	本庁 各支所産業建設室・産業振興室
農業生産法人経営高度化事業 (農産園芸振興事業) 〔市〕	集落型農業生産法人等を設立し、農産園芸作物の栽培による経営の確立を図るための機械施設の整備に要する経費を補助する。	【対象者】 農業生産法人  【対象要件等】 ①法人経営高度化計画に基づく農産園芸作物栽培に直接必要な機械施設とし、汎用農機具は補助対象としない ②農業参入企業は庄原市内で事業実施する農業生産法人に限る	集落型農業生産法人 対象経費の1/2以内 対象経費上限額10,000千円 対象経費下限額500千円 ただし、法人設立後5年を越えて事業実施する場合は、1/3以内  集落型農業生産法人以外の農業生産法人 対象経費の1/3以内	平成27年4月1日～平成27年9月30日	本庁 各支所産業建設室・産業振興室
農業生産法人経営高度化事業 (地域営農推進事業) 〔市〕	集落型農業生産法人等が、集落営農等の推進を目的として土地利用型作物の生産に必要な機械施設の導入に要する経費を補助する。	【対象者】 農業生産法人  【対象要件等】 対象面積は、導入機械施設の対象作物の基幹3農作業受託を含めた栽培面積が10ha以上ある場合	対象事業費の1/3以内 対象経費上限額10,000千円、対象経費下限額500千円	平成27年4月1日～平成27年9月30日	本庁 各支所産業建設室・産業振興室
地域集積協力金 〔国〕	人・農地プランにより、地域で中間管理機構にまとめて農地を貸し付けた場合、当該地域に対して支援する。	【対象者】 話し合いの単位となった外縁が明確になっていて、農地中間管理機構へまとまった農地を10年以上貸し付けた地域	機構の貸付割合による 2割以上5割以下:2.0万円/10a 5割超8割以下:2.8万円/10a 8割超:3.6万円/10a	平成27年4月1日～平成28年3月10日	本庁 各支所産業建設室・産業振興室
農業経営の法人化等支援事業 〔国〕	農業経営の法人化もしくは集落営農の組織化に必要な経費を補助する。	【対象者】 ①平成26年度以降に設立を行った、複数戸で構成された集落型法人 ②平成26年度以降に組織された、複数戸で構成された集落等を単位とした農作業受託組織であり、定款または規約の作成、経理販売の一元化、法人化の意向を市が認定した集落営農組織	①集落法人:定額40万円 ②集落営農:定額20万円	平成27年4月1日～平成28年3月10日	本庁 各支所産業建設室・産業振興室
和牛飼育農業法人和牛導入事業 〔市〕	繁殖用和牛を導入又は保留して増頭するために要する経費を補助する。	【対象者】 農業生産法人	定額 単年度で 5頭目まで100千円/頭 6頭目から200千円/頭 通算補助対象頭数 上限30頭	平成27年4月1日～平成28年3月31日	本庁 各支所産業建設室・産業振興室
和牛飼育農業法人施設整備事業 〔市〕	畜舎及び堆肥舎の新築・増改築及び既設施設の取得に要する経費を補助する。	【対象者】 農業生産法人	1/3以内 補助対象限度額 畜舎新築:10,000千円 畜舎増改築:8,000千円 堆肥舎新築:3,000千円 堆肥舎増改築:2,000千円 既設施設取得:5,000千円	平成27年4月1日～平成27年9月30日	本庁 各支所産業建設室・産業振興室

振興目標3 農業への興味、やる気あふれる「ひと」への取り組み

(1) 小規模農業者への取り組み

事業名〔補助区分〕	事業内容	対象者・対象要件	補助率	受付期間	受付窓口
がんばる農業支援事業 〔市〕	農業自立振興プロジェクトによる農業振興を図り、「農業所得10%アップ」を実現するための機械施設等の整備に要する経費を補助する。	【対象者】 認定農業者及び農地又は耕作権を所有し、市内で農畜産物生産を行う農業者	申請者が認定農業者であり改善計画に基づくもの:対象経費の1/2以内 年間補助金上限額50万円 申請者が認定農業者以外の者:対象経費の1/3以内 年間補助金上限額30万円	原則 平成27年4月1日～平成27年9月30日 (ただし予算額満了で打ち切り)	本庁 各支所産業建設室・産業振興室

振興テーマ2 魅力あふれる「もの」づくり

振興目標1 農業に係る「もの」づくりへの取り組み

(1)安全・安心、ブランド力のある「もの」づくり

事業名【補助区分】	事業内容	対象者・対象要件	補助率	受付期間	受付窓口
循環型農業推進土壌分析事業 〔市〕	農用地1枚当たり年2回以内を限度とし農用地の土壌分析に要する経費を補助する。	【対象者】 市内で農畜産物生産を行う農業者  【対象要件等】 事業主体は農業協同組合とし、農業者から土壌分析を受託し行うものとする。当該農用地においては、家畜糞尿堆肥を生産し、循環型農業を推進していること	対象経費の1/3以内	平成27年4月1日～平成28年3月31日	JA庄原 各営農センター (JAから市へ一括申請)
こだわり米産地育成モデル事業 〔市〕	低農薬、低化学肥料等安全安心な米づくりを基本に、こだわりをもった米を、地域ぐるみで栽培する取り組みをモデル事業とし、産地育成に要する経費を補助する。	【対象者】 こだわり米を地域に広げる法人又は生産団体  【対象要件等】 地域特性の取り組みを審査会で審査する 広告宣伝、商標登録、資材、機械設備等	対象経費の4/5以内 補助上限額200万円	平成27年4月1日～平成27年9月30日	本庁 各支所産業建設室・産業振興室
堆肥利用促進事業 〔市〕	市内の農業者等が、農地の土づくりを推進するために購入する堆肥の経費に対し、補助金を交付する。	【対象者】 年間1t以上購入し、農産物生産に使用している農業者又は農業者で組織する団体  【対象要件等】 ①市内の農業者、農業者が組織する団体、地域農業集団、農業生産法人、第3セクター又は農業協同組合によって生産されていること ②生産者が、肥料取締法第22条第1項の特殊肥料生産業者届出及び同法第23条第1項の肥料販売業務開始届出をし、その写しを市長へ提出していること	バラ売り堆肥:購入経費の1/2以内又は1t当たり1,000円のいずれか低い額 袋詰め堆肥:購入経費の1/2以内又は1袋当たり500円のいずれか低い額	平成27年4月1日～平成28年3月31日	JA庄原 各営農センター (JAから市へ一括申請)

振興目標2 畜産業に係る「もの」づくりへの取り組み

(1)消費者ニーズにあった安全・安心な「もの」づくりへの取り組み

(2)耕種農家連携による安定的生産の取り組み

事業名【補助区分】	事業内容	対象者・対象要件	補助率	受付期間	受付窓口
環境保全型農業推進事業 〔市〕	畜産業を営む農業者等が、堆肥を生産する施設の設置及び改修並びに堆肥の運搬・散布に利用する機械の購入及び修繕に要する経費を補助する。	【対象者】 畜産農家、法人、営農集団等  【対象要件等】 牛10頭又は豚100頭以上を飼養する農業者又はその農業者を含む団体とし、堆肥生産販売届出者又は届出予定者であること ただし、生産された堆肥が複数の農業者等に利用されるものに限る	対象経費の1/3以内 対象経費上限額8,000千円 下限額500千円	平成27年4月1日～平成27年9月30日	本庁 各支所産業建設室・産業振興室
畜産共進会開催事業 〔市〕	共進会開催に要する経費を補助する。	【対象者】 共進会開催を目的とする者	定額450千円	平成27年4月1日～平成28年3月31日	JA庄原
家畜飼養施設増改築等支援事業 〔市〕	畜産農家が、飼養規模拡大及び飼養形態改善のため、個人等で実施する畜舎及び堆肥舎の新築及び増改築、既存施設の取得のために必要な経費を補助する。	【対象者】 飼養規模拡大及び飼養形態改善のため、個人等で実施する畜舎及び堆肥舎の新築・増改築及び既設施設の取得を目的とする畜産農家	市:1/3以内 補助対象限度額 ①畜舎新築 上限額5,000千円 ②畜舎増改築 上限額2,000千円 ③堆肥舎新築 上限額500千円 ④堆肥舎増改築 上限額3,000千円 ⑤既設施設取得 上限額1,000千円 下限額300千円 上限額5,000千円	平成27年4月1日～平成27年9月30日	本庁 各支所産業建設室・産業振興室
水田放牧等促進事業 〔市〕	市内の転作田等へ和牛等を放牧するために必要な牧柵の購入に要する経費を補助する。	【対象者】 畜産農家  【対象要件等】 ①放牧する面積を原則1区画50a以上とし、谷間など範囲が限定される場所においては、概ね30aとすること ②複数箇所の電気牧柵設置を行う場合は、それぞれの放牧箇所が上記の条件を満たすこと	対象経費の1/3以内 補助限度額70千円	平成27年4月1日～平成28年3月31日	本庁 各支所産業建設室・産業振興室
畜産防疫対策事業 〔市〕	家畜伝染病の発生及びまん延を未然に防止するための防疫機材等の導入・整備に要する経費を補助する。	【対象者】 畜産農家	対象経費の1/3以内 対象経費上限額1,000千円	平成27年4月1日～平成28年3月31日	本庁 各支所産業建設室・産業振興室
繁殖用和牛造成推進事業及びあづま莫導入・自家保留助成事業 〔市〕	市内農業者等が基礎牛群の造成を目的とする繁殖用和牛の導入又は保留に要する経費を補助する。	【対象者】 市内農家等  【対象要件等】 3年間の飼養義務	導入・増頭の場合 120千円/頭 導入・更新の場合 70千円/頭 保留・増頭の場合 100千円/頭 保留・更新の場合 50千円/頭 あづま莫の場合、50千円/頭を加算	平成27年4月1日～平成28年3月31日	JA庄原 各営農センター (JAから市へ一括申請)
あづま莫・比婆牛素牛造成人工授精・受精卵移植助成金事業 〔市〕	和牛群の改良を促進するため、繁殖用雌牛に広島県種雄牛の精子を人工授精又は広島県種雄牛の精子を交配した受精卵を移植した場合に、人工授精・移植に要する経費を助成する。	【対象者】 市内農家等 【対象要件】 ・人工授精は広島県種雄牛の精液を活用すること ・受精卵は広島県種雄牛の精液を用いたもので、その産子が牛登記することが可能であること	1頭につき 10,000円 (ただし、同一牛は、年2回以内)	平成27年4月1日～平成28年3月31日	JA庄原 各営農センター (JAから市へ一括申請)

- (1)消費者ニーズにあった安全・安心な「もの」づくりへの取り組み  
 (2)耕種農家連携による安定的生産の取り組み

事業名 (補助区分)	事業内容	対象者・対象要件	補助率	受付期間	受付窓口
産肉データ収集事業 〔市〕	和牛の産肉データ収集に要する経費を補助する。	【対象者】 市内の肥育農家及び農協肥育センター 【対象要件等】 ①肥育農家等が市内の和牛素牛を購入した場合に限る ②産肉データが判明したときは、速やかに報告しなければならない	脂肪交雑育種価0.0未満又は未判明の場合、農家:40千円/頭以内、農協肥育センター:20千円/頭以内 脂肪交雑育種価0.0以上かつ0.80未満の場合、農家:20千円/頭、農協肥育センター:10千円/頭	平成27年4月1日～平成28年3月31日	JA庄原各営農センター (JAから市へ一括申請)
比婆牛素牛導入助成事業 〔市〕	市内に住所を有する農家等が家畜市場等から比婆牛素牛を導入するための経費を助成する。	【対象者】 市内肥育農家及びJA庄原肥育センター 【対象要件】 ・家畜市場等から導入した比婆牛素牛 ・15月齢以内の比婆牛素牛(去勢牛・未經産牛)が対象 ・出荷は23月齢以上まで肥育した後、市が認めた県内のと畜場に出荷すること。	1頭につき 農家(法人を含む。)100,000円 JA庄原肥育センター50,000円	平成27年4月1日～平成28年3月31日	JA庄原各営農センター (JAから市へ一括申請)
比婆牛素牛自家保留助成事業 〔市〕	市内に住所を有する農家等が比婆牛素牛を自家保留すること	【対象者】 市内農家等 【対象要件】 ・自らが生産した比婆牛素牛を自家保留すること。 ・出荷は23月齢以上まで肥育した後、市が認めた県内のと畜場に出荷すること。	1頭につき 40,000円	平成27年4月1日～平成28年3月31日	JA庄原各営農センター (JAから市へ一括申請)
和牛ヘルパー利用促進事業 〔市〕	和牛ヘルパー事業等の利用に要する経費を補助する。	【対象者】 和牛ヘルパー事業等を利用する飼養農家	対象経費の1/3以内	平成27年4月1日～平成28年3月31日	JA庄原各営農センター (JAから市へ一括申請)
アカバネ病予防対策事業 〔市〕	アカバネ病を含む牛異常産三種混合ワクチンの接種に要する経費を補助する。	【対象者】 アカバネ病を含む牛異常産三種混合ワクチンの接種を目的とする和牛飼養農家	対象経費の2/5以内	平成27年4月1日～平成28年3月31日	JA庄原各営農センター (JAから市へ一括申請)
乳用牛群検定事業 〔市〕	酪農家が広島県酪農業協同組合に委託して行う乳用牛群検定に要する経費を補助する。	【対象者】 広島県酪農業協同組合に委託して乳用牛群検定を行う酪農家	対象経費の2/10以内	平成27年4月1日～平成28年3月31日	本庁各支所産業建設室・産業振興室
乳用牛防疫対策事業 〔市〕	乳用牛の法定伝染病の血液検査に要する経費を補助する。	【対象者】 乳用牛の法定伝染病の血液検査を行う酪農家	対象経費の4/10以内	平成27年4月1日～平成28年3月31日	本庁各支所産業建設室・産業振興室
乳用牛受精卵導入事業 〔市〕	乳牛への和牛優良受精卵の移植に要する経費を補助する。	【対象者】 乳牛への和牛優良受精卵の移植を行う酪農家	対象経費の1/2以内 補助限度額は10千円/回 同一牛は年2回以内	平成27年4月1日～平成28年3月31日	本庁各支所産業建設室・産業振興室
乳用牛ヘルパー利用促進事業 〔市〕	広島県酪農業協同組合が行う酪農ヘルパー事業の利用に要する経費を補助する。	【対象者】 広島県酪農業協同組合が行う酪農ヘルパー事業を利用する酪農家	対象経費の1/15以内	平成27年4月1日～平成28年3月31日	本庁各支所産業建設室・産業振興室
アカバネ病予防対策事業 〔市〕	アカバネ病を含む牛異常産三種混合ワクチンの接種に要する経費を補助する。	【対象者】 アカバネ病を含む牛異常産三種混合ワクチンの接種を目的とする酪農家	対象経費の2/5以内	平成27年4月1日～平成28年3月31日	本庁各支所産業建設室・産業振興室
乳用牛増頭推進事業 〔市〕	乳用牛の増頭及び高能力牛への更新のための乳用牛の導入又は自家保留に要する経費を補助する。	【対象者】 乳用牛の増頭及び高能力牛への更新のために、乳用牛を導入又は自家保留する酪農家 【対象要件等】 ①新規を含む酪農家で、5年以上継続した乳用牛飼養が確実であること ②乳用牛群検定事業を実施していること ③導入は、広島県酪農業協同組合が実施する事業による酪農協有牛であること	導入増頭70千円/頭 更新導入35千円/頭 自家保留10千円/頭	平成27年4月1日～平成28年3月31日	本庁各支所産業建設室・産業振興室
配合飼料利用支援事業 〔市〕	配合飼料価格の高騰により、配合飼料利用酪農家及び養豚農家が実質負担増となった経費を補助する。	【対象者】 酪農家 【対象要件等】 配合飼料価格から各種補てん金額を差し引いた後の額が、分岐点価格を上回っていること	配合飼料利用に伴い負担増となった経費の1/3以内又は1t当たり2千円のいずれか低い額	平成27年4月1日～平成28年3月31日	本庁各支所産業建設室・産業振興室
豚防疫対策事業 〔市〕	豚の伝染病の予防接種等に要する経費を補助する。	【対象者】 豚の伝染病の予防接種等を目的とする養豚農家	対象経費の4/10以内	平成27年4月1日～平成28年3月31日	JA庄原各営農センター (JAから市へ一括申請)
配合飼料利用支援事業 〔市〕	配合飼料価格の高騰により、配合飼料利用酪農家及び養豚農家が実質負担増となった経費を補助する。	【対象者】 養豚農家 【対象要件等】 配合飼料価格から各種補てん金額を差し引いた後の額が、分岐点価格を上回っていること	配合飼料利用に伴い負担増となった経費の1/3以内又は1t当たり2千円のいずれか低い額	平成27年4月1日～平成28年3月31日	JA庄原各営農センター (JAから市へ一括申請)
種豚確保対策事業 〔市〕	自家利用する繁殖用種豚(雌雄)を生産するための純粋種精液の利用に要する経費を補助する。	【対象者】 自家利用する繁殖用種豚(雌雄)を生産するための純粋種精液の利用を目的とする養豚農家	純粋種精液1セット当たり10千円以内	平成27年4月1日～平成28年3月31日	JA庄原各営農センター (JAから市へ一括申請)

### 振興テーマ3 活力あふれる「むら」づくり

#### 振興目標1 安心して農業に取り組める「むら」づくりへの取り組み

##### (1) 生産から販売まで一体となった取り組みによる販売力の強化

事業名 【補助区分】	事業内容	対象者・対象要件	補助率	受付期間	受付窓口
6次産業化ネットワーク活動整備交付金 【国】	6次産業化・地産地消法及び農商工等連携促進法により認定された農林漁業者等が、6次産業化ネットワークを構築して取組む加工・販売施設等の整備に対して支援する。	<b>【対象者】</b> 民間団体等 <b>【対象要件等】</b> ①事業規模(総事業費)が1億円以上である事業を実施する場合にあっては、原則として事業実施主体が5年以上の経営権頭を有していること。 ②多様な事業者が連携するネットワークを構築している又は構築する見込であること ③新商品の材料となる農林水産物を自ら(連携先を含めて)50%事業生産していること	事業費の1/2以内	平成27年4月1日～ 平成28年3月31日	本庁 各支所産業建設室・産業振興室